

令和4年度 赤い羽根 いのちをつなぐ支援活動 応援キャンペーン <助成要項>

社会福祉法人和歌山県共同募金会

1. 趣旨

和歌山県共同募金会は、「令和4年度 赤い羽根いのちをつなぐ支援活動 応援キャンペーン」で実施する助成事業について、次のとおり公募します。

2. 実施機関 社会福祉法人和歌山県共同募金会

3. 助成対象団体

和歌山県内に所在する特定非営利活動法人、社会福祉を目的としたボランティア団体及び公益を目的とした団体で、令和4年4月1日現在で1年以上の団体の活動実績を有する団体とします。

なお、令和3年度共同募金助成(令和3年8月・9月申請受付)を受けた団体は助成対象外とします。

4. 助成対象事業

新型コロナ感染下における次に掲げる生活課題を解決するための活動で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われた活動に対し助成を行います。

(1) 相談、啓発活動

・自殺防止、コロナによる誹謗中傷や偏見、多様な生活支援活動等の相談及び啓発活動等

(2) 食事や孤立防止等の生活支援活動

・子ども食堂、学習支援、フードバンク活動等の食支援、居場所づくりの活動等

5. 助成対象経費

助成対象事業の実施期間に支払われたものを対象とします。

(1) 相談、啓発活動のための広報費、活動費（ボランティアへの旅費を含む）、研修会費等

(2) 食事、学習支援や孤立防止等の生活支援活動のための弁当代又は食材・教材購入費、支援活動を行うための資機材・調理器具購入費等

※助成対象外とする経費

・人件費、事務的な備品(パソコン、プリンター、デジカメ、タブレット、携帯等)、電話代、インターネット回線使用料、会員費、家賃、駐車場代、水道光熱費、ガソリン代、リース代、レンタル代、懇親会(慰労会)に関する経費、領収書等で支出を証明できない経費、助成事業と直接関係しない経費、その他本会が相応しくないと判断した経費

6. 助成率及び申請限度額

活動に対する助成率は100%とし、助成金申請額の上限は1件あたり20万円程度とします。

ただし、県下全域を対象に行う相談、啓発活動に取り組む団体や、本会が必要と認めた活動の助成金申請額の上限は1件あたり100万円程度とします。

※助成金決定額は助成金申請額の金額を変更して決定する場合があります。

7. 応募方法

(1) 応募期間 令和4年4月1日(金)~5月31日(火)まで(郵送の場合は当日消印有効)

(2) 提出書類

ア) 令和4年度 赤い羽根 いのちをつなぐ支援活動 助成申請書(様式1)

イ) 定款もしくは会則

ウ) 役員名簿

エ) 令和3年度活動実績を記載した書面

オ) 令和2年度会計報告書

(3) 提出先

社会福祉法人和歌山県共同募金会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

8. 審査機関及び助成決定

審査及び助成決定は和歌山県共同募金会において行います。

9. 助成決定事業の変更

助成決定を受けた団体は、助成事業に変更がある場合は直ちに和歌山県共同募金会に相談して下さい。

10. 完了報告

助成決定を受けた事業が終了したときは、直ちに次の書類を整え完了報告を行うものとします。

ア) 令和4年度 赤い羽根 いのちをつなぐ支援活動 完了報告書(様式2)

イ) 令和4年度 赤い羽根 いのちをつなぐ支援活動 助成金交付請求書(様式3)

ウ) 助成事業収支内訳表(自由様式)

エ) 令和4年度 赤い羽根 いのちをつなぐ支援活動 活動報告書(様式4)

オ) 令和4年度 赤い羽根 いのちをつなぐ支援活動 ありがとうメッセージ(様式5) ※本会Eメール宛に送付

カ) 助成事業の活動写真 ※本会Eメール宛に送付

キ) 領収書のコピー

ク) その他助成事業の活動に関する資料

※(様式5)と助成事業の活動写真は、本会Eメール info@akaihane-wakayama.or.jp 宛に送付して下さい。

11. 助成額の決定及び支払

完了報告の提出を受けた後、内容を審査し当該団体への助成額の決定を行います。

完了報告は、事業終了後1カ月以内に提出すること。

助成金の支払は、助成額決定後30日以内に団体の口座に振り込みます。(個人名義の口座は不可)

12. スケジュール(助成金決定後)

令和5年3月31日(金) 助成事業終了期限

令和5年4月上旬 完了報告書提出期限

13. 助成要項の変更

助成要項を変更した場合は、直ちに和歌山県共同募金会のホームページに掲載して公表します。